

元高環共第 783 号  
令和元年 12 月 20 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価  
方法書」に対する環境の保全の見地からの知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電  
気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 の規定に基づく環境の保全の見地か  
らの意見は、下記のとおりです。

## 記

本事業は、電源開発株式会社が、高知県南国市、香美市、土佐郡土佐町、長岡郡本  
山町、長岡郡大豊町において、最大で総出力 50,600 kW の風力発電所を設置するもの  
です。

本事業計画の検討に当たっては、近傍に既設の風力発電施設があることや対象事業  
実施区域及びその周辺の地域産業や地質等に鑑み、自然環境や地域住民の生活環境等  
に対して影響が無いよう、調査、予測及び評価を行い、影響が見られる可能性がある  
場合には、その影響について回避又は低減の措置を行うよう求めます。

また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調  
査、予測及び評価を行うとともに、地域住民等に本事業の環境影響評価について積極  
的に説明を行う必要があります。

特に、次の各論に示す事項について適切に環境影響評価を実施し、予測される影響  
に対しては、事業内容を十分に精査した上で、環境影響評価準備書以降の図書に調査  
内容及び経緯等を適切に示してください。

### 1 総括的事項

#### (1) 関係地域内の住民や団体等との調整

今後、環境影響評価手続きを進めるに当たっては、重要な眺望地点等からの施  
設の眺めについてはフォトモニタージュを活用するなど、地域住民等に対して事  
業の内容及び環境影響について、具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

また、住民その他関係者に必要な情報を提供し理解を得られるよう努めるとと  
もに、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討・策定するこ  
と。

## (2) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、専門家等から得た助言や意見について、適切に評価し、計画への反映を行うこと。

その他、得られた調査結果を可能な限り開示すること。

## (3) 累積的な環境影響について

対象事業実施区域の周辺には、既に稼働している他事業者による風力発電施設が存在しているため、複数の風力発電事業の影響範囲が重なることによる累積的な環境影響が予想される。このため、他事業者が行う風力発電事業に係る情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮したうえで、事業の内容を検討し、準備書に記載すること。

また、本事業との累積的な環境影響が懸念される場合は、その影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置等を検討すること。

## (4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## (5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討しないこと。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の住居や施設からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について最新の知見に基づき予測・評価を行うこと。

ウ 生活環境への影響については、その影響が発生した場合に備え、風力発電施設の設置前及び供用開始後に適宜調査を行い相関関係を示すことができるように努めるほか、供用開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

エ こうした予測・評価や対策について、地域住民等に対して、科学的な根拠や先

行事例も活用し、適切かつ具体的な説明を丁寧に行うこと。

## (2) 風車の影

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、風力発電施設の稼働に伴い発生する風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置及び住居や施設の位置や標高に留意し、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3) 水環境

ア 対象事業実施区域は、工事中及び風力発電施設設置後における、水質・水量の変化などの水環境への影響が懸念される。このため、河川や沢筋への影響について適切に調査、予測及び評価するとともに、水環境への影響の回避又は低減に努めること。

また、供用開始後の水質への影響が予測される場合には、その影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討するとともに、影響の回避又は低減に努め、その内容を準備書に記載すること。

イ 対象事業実施区域内及びその周辺には、水源かん養保安林が多数存在しているため、工事の実施に当たっては、土地の形質の変更や森林伐採面積の最小化等を行うよう努めること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺に、簡易水道の水源が存在しているため、工事の実施による濁水の流入によって生活環境及び生態系に影響を与える恐れがあることから、工事の実施に当たっては、土工量の抑制、雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置等による濁水の抑制などの環境保全措置を講じ、水環境への影響を回避又は極力低減し、流末河川への雨水の流入量の変化や著しい濁りの発生、濁りの長期化が生じないように配慮すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺では、地域住民が牧場を営んでおり、当該事業計画により、取水地の水源への影響によって水量、水質の変化による、地域産業への影響が懸念される。そのため、その影響について、牧場主に対し、ヒアリングによる現地の状況について確認を行い、その結果に基づき影響の調査、予測及び評価を行うとともに、影響の回避又は十分な低減を行うこと。

## (4) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、カモシカが生息しており、クマタカ等の営巣やサシバの渡り等が確認されているほか、県指定の天然記念物であり県鳥でもあるヤイロチョウや国指定の天然記念物であるヤマネ、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息している可能性があり、工事の実施や発電施設の稼働等に伴い、こうした野生動物の生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念される。風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた更なる適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置

を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

イ 対象事業実施区域内には、穴内川ダム鳥獣保護区が存在しており、また、対象事業実施区域周辺には、甫喜ヶ峰鳥獣保護区が存在しているため、森林鳥獣生息地の保護区として、森林に生息する鳥獣の保護を図る必要がある。そのため、道路の改変等による野生鳥獣の生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、可能な限り影響の回避に努めること。

ウ ハヤブサは、海岸沿いだけでなく、山間部においても高い崖がある環境では生息している可能性があるため、調査すること。

エ 国指定の天然記念物であるカモシカ等の希少な種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

オ 風力発電機の機種を選定においては、当該地域の鳥類及びコウモリ類等へ影響が無いよう、カットイン風速及びフェザリング等の機能について検討し、バードストライク等の影響を回避又は低減すること。

カ 調査の手法においては、図書に記載されている調査の手法のみならず、他の事例での調査手法を参考にし、渡り鳥のルート等について、より詳細なデータが得られるように努めること。

#### (5) 植物

ア 対象事業実施区域内において、尾根筋を中心に断片的に分布している広葉樹林は、高い生物多様性を有している可能性がある。このため、風力発電施設や搬入路等の配置の検討に当たっては、当該林分を極力避けるよう配慮すること。

イ 絶滅危惧種などの希少な種が確認された場合は、それらの種への影響を回避又は極力低減するとともに、特定国内希少野生動植物であるイシズチテンナンショウや県指定希少野生動植物であるデンジソウなどの指定種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺の地域特性に応じた植生及び生育環境について勘案するとともに、当該地域における植物への影響について最新の知見及び文献に基づき調査、予測及び評価を行うこと。

#### (6) 景観

対象事業実施区域は、笹ヶ峰等を含む工石山陳ヶ森県立自然公園と隣接しており、また、対象事業実施区域の周辺には、龍河洞県立自然公園に含まれる県立甫喜ヶ峰森林公園が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの景観への影響が懸念される。そのため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握したうえで、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するように配慮すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域から2kmの範囲に複数の住居が存在し、風力発電施設の設置により圧迫感を感じる等の影響が懸念される。このため、視認可能性のある住居からの眺望への影響を回避又は極力低減するとともに、地域住民等に対し上記のフォトモンタージュを用いて、適切かつ具体的な説明を行うこと。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域内には、国見山登山道が存在しており、また、対象事業実施区域周辺には、笹ヶ峰登山道が存在していることから、直接改変による影響のほか、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念されるため、今後、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これら人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

#### (8) その他

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、地すべりが起こりやすい地域であるため、崩壊等による生活環境及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行い、その影響の回避又は低減に努めること。

イ 対象事業実施区域内の国見山登山道には、参勤交代北山道が存在しているため、風力発電施設や資材搬入路等の配置の検討に当たっては、(7)に準じるとともに、香美市教育委員会及び本山町教育委員会と協議を行うこと。

ウ 対象事業実施区域の周辺には、高知大学の演習林及び高知農業高等学校の実習林が存在しており、これらの森林については貴重な自然環境が保たれている可能性がある。このため、工事の実施や発電施設の稼働等により、演習林等の維持管理に支障が生じないように演習林等の設置者又は管理者と調整を図るよう努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺では、過去に、局地風による建設工事への被害が発生しており、本事業に係る工事の施工や資材運搬においても局地風による影響が懸念される。このため、突風の発生状況等について情報を収集し、施工現場等における突風被害の発生による周辺環境への影響を回避すること。